

# 青森県報

第四千五百六十号

平成三十一年  
二月四日  
(月曜日)

## 目次

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) 県民局 ……一
- 右 同……………(西北地域) 県民局 ……一
- 右 同……………(同) ……一

## 公 告

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社成田建設
- 二 代表者の氏名 成田ユキ子
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字出口平五〇の一〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(特―二七)第五一八八号
- 五 取消年月日 平成三十一年一月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可

### 七 取消しの原因となった事実

平成三十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社荒井興業
- 二 代表者の氏名 荒井明浩
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣二八三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二六)第四〇〇三六八号
- 五 取消年月日 平成三十一年一月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十一年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

る。

平成三十一年二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 東板金

二 氏名 東秀美

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字稲実字稲葉一三の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一三七)第四〇〇三八一号

五 取消年月日 平成三十一年一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

平成三十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭